

前 金	部分払い
<input checked="" type="radio"/> 有 無	4 回

平成 27 年度 下施雨ポ補継第3号

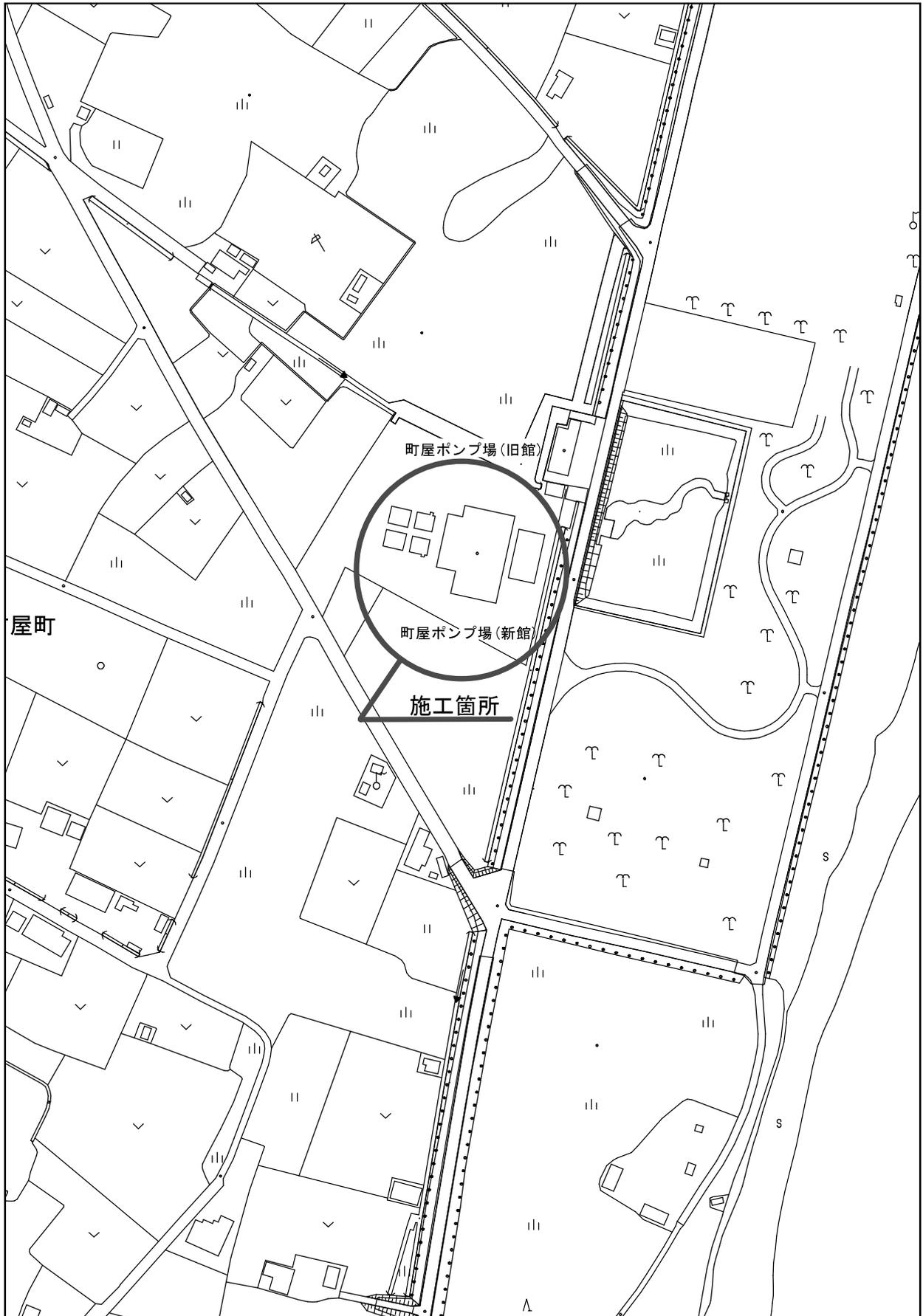
町屋ポンプ場ポンプ設備
(3号ポンプ) 築造工事に伴う電気設備工事

津市下水道局
下水道施設課

平成27年度	下施雨ポ補継第3号	工 事 設 計 書	局 長	
			局 次 長	
工 事 名	町屋ポンプ場ポンプ設備(3号ポンプ)築造工 事に伴う電気設備工事		課 長	
			検 算 者	
施 工 場 所	津市 栗真町屋町及び殿村 地内		調 整・担 当 主 幹	
			担 当 副 主 幹	
設 計 金 額	¥ 一 (内消費税等相当額 円)		主 査	
			担 当	
工 期	平成29年8月31日限り			
工 事 の 大 要			設 計 者	
<p>電気設備設置工事 一式</p> <p>自家発電装置 1基</p> <p>コントロールセンター 1面</p> <p>補助継電器盤 1面</p> <p>現場盤 4面</p>				

位置図

平成27年度下施雨ポ補継第3号
町屋ポンプ場ポンプ設備（3号ポンプ）
築造工事に伴う電気設備工事



位置図



内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単価	金 額	摘 要
本工事費				1	式	—	—	
	機器費			1	式	—		明細表第1号のとおり
		直接工事費		1	式	—	—	
			輸送費	1	式	—		
			材料費	1	式	—		明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	—		明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	—		明細表第4号のとおり
			直接経費	1	式	—		明細表第5号のとおり
			仮設費	1	式	—		明細表第6号のとおり
		計 (直接工事費)						
		間接工事費		1	式	—	—	
			共通 仮設費	1	式	—		明細表第7号のとおり
			現場 管理費	1	式	—		
			据付 (技術者) 間接費	1	式	—		
			据付 (機器) 間接費	1	式	—		

明 細 表

第 1 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
機器費				1	式	——	——	
	自家発電装置			1	基			
	給気消音器			1	組			
	排風消音器			1	組			
	排気消音器			1	組			
	コントロールセンター (3号ポンプ設備・自家発)			1	面			
	補助継電器盤 (3号ポンプ設備・自家発)			1	面			
	3号雨水ポンプ現場盤			1	面			
	空気圧縮機現場盤			1	面			
	燃料移送ポンプ現場盤			1	面			
	自家発給換気ファン現場盤			1	面			
	補助継電器盤 (沈砂池・ポンプ補機) (RY)機能増設			1	式	——		
	計装盤(TB)機能増設			1	式	——		
	動力主幹盤(L1)機能増設			1	式	——		
	遠方監視盤(Web-07)機能増設			1	式	——		

明 細 表

第 2 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
材料費				1	式	——	——	
	低圧ケー ブル	600V EM-CET	150sq	75.0	m			
	低圧ケー ブル	600V EM-CE	38sq-3c	6.71	m			
	低圧ケー ブル	600V EM-CE	14sq-3c	113	m			
	低圧ケー ブル	600V EM-CE	5.5sq-3c	151	m			
	低圧ケー ブル	600V EM-CE	3.5sq-3c	334	m			
	低圧ケー ブル	600V EM-CE	3.5sq-2c	233	m			
	低圧ケー ブル	600V EM-CE	2sq-3c	57.9	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	2sq-2c	114	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	1.25sq-20c	420	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	1.25sq-10c	180	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	1.25sq-8c	79.6	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	1.25sq-5c	201	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE	1.25sq-3c	119	m			
	制御ケー ブル	EM-CEE-S	1.25sq-2c	201	m			

津市設計書用紙

明 細 表

第 2-2 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	その他電線	EM-IE	22sq	9.90	m			
	その他電線	EM-IE	3.5sq	92.6	m			
	ケーブル、 電線類付 属材料			1	式	——		
	端末処理 材	600V EM-CET	150sq	2	組			
	ケーブル ラック	アルミ W200		40.1	m			
	ケーブル ラック付属 材料			1	式	——		
	電線管類	HIVE	82mm (露出)	1.65	m			
	電線管類	HIVE	54mm (露出)	13.0	m			
	電線管類	HIVE	42mm (露出)	5.61	m			
	電線管類	HIVE	36mm (露出)	32.6	m			
	電線管類	HIVE	28mm (露出)	42.0	m			
	電線管類	HIVE	22mm (露出)	122	m			
	電線管類	GP	22mm (露出)	13.2	m			
	電線管類 付属材料			1	式	——		
	鋼管	SGP	200A (屋内)	24.6	m			

明 細 表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
労務費				1	式	——	——	
	一般労務費			1	式	——	——	
	電工	据付工			人			
	配管工	据付工			人			
	左官				人			
	小計 (一般労務費)							
	技術労務費			1	式	——	——	
	技術者	据付工			人			
	技術者	単体試験工 組合せ試験工			人			
	小計 (技術労務費)							
	計 (労務費)							

明 細 表

第 4 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
複合工費				1	式	——	——	
	排気管被覆工			28.3	m ³			
	コンクリート工		18-8-25(20)	0.16	m ³			
	コンクリート工		21-8-25(20)	2.41	m ³			
	鉄筋工	D13		84.4	kg			
	型枠工			6.77	m ²			
	モルタル仕上げ工			14.5	m ³			
	モルタル充填工			0.02	m ³			
	コンクリート面荒し工			12.1	m ²			
	コア抜き	壁	100φ×300mm	3	箇所			
	コア抜き	床	100φ×500mm	6	箇所			
	コア抜き	床	350φ×500mm	1	箇所			
	仮壁撤去・復旧			2	箇所			
	防火区画処理補修		1200W×300H	1	箇所			
	壁貫通部補修		600W×400H	1	箇所			
	壁貫通部補修		900W×300H	1	箇所			

平成 27 年度下施雨ポ補継第 3 号

町屋ポンプ場ポンプ設備（3号ポンプ）築造工事
に伴う電気設備工事

仕 様 書

津市下水道局
下水道施設課

第1章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2 関係法令等の遵守

本仕様書において特に明記無き事項については、三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営室監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を充分考慮したものを使用し、工事等の施工にあつては関係法令、県・市条例、規則、規定及び企画等を遵守することとし、下記に示す関係法令、基準、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 消防法
- (3) 建設リサイクル法
- (4) 電気事業法
- (5) 電気設備技術基準
- (6) 内線規定
- (7) 建築基準法
- (8) 日本工業規格（JIS）
- (9) 電気規格調査会規格（JEC）
- (10) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (11) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (12) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
- (13) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (14) 三重県公共工事共通仕様書
- (15) 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準
- (16) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）
- (17) 日本電気協会電気技術規程
- (18) その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団（JS）発刊基準類

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約締結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあつては、本市に建設副産物(スクラップ、コンクリート砕りガラ等)の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1) 騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあつては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等主みなすものとする。

(2) 地下水のかん養(雨水浸透等)

(3) 建設副産物の再利用(掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進)

(4) 廃棄物の適正な処分

(5) その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図(製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む)、その他、必要な図書を本市に提出し、承諾を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本主事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構築物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き全てA4版とする。

10 試験及び検査

(1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要な書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

(3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等によりその成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。

なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

(4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなるがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

(1) 写真の分類

ア 着手前、現場施工状況及び完成時写真(同一アングルにて撮影のこと)

イ 機器製作状況写真(機器製作手順による工場製作状況写真、既製標準品は除く)

ウ 現場施工写真(現場における施工状況写真)

エ 安全管理写真

オ 材料検収写真

カ 品質管理写真

キ 出来形管理写真

(2) 写真の色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

(3) 写真の撮影基準

ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。

イ 不可視部分の写真管理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工監理

- (1) 請負金額500万円以上の工事等を受注した場合、受注者は三重県公共工事共通仕様書「CORINSへの登録」に準じ「登録内容確認書」を監督員に提示しなければならない。
- (2) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (4) 機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (5) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。
- (6) 請負者は、工事現場が隣接し、または同一場所において施工する別途工事がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないよう処置しなければならない。

13 竣工

(1) 施設等の受け渡し(引き渡し)

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁暑の試験、検査等に合格した後とする。

(2) 技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

(3) 保証

ア 保証期間は、完成検査合格後(引き渡しの日より)2年間とする。

イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実施しなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

- (1) 本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2) 施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

- (1) 本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実施の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3) 設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第2章 工事施工

1. 工事概要

本工事は、流域関連津市公共下水道志登茂川処理区における排水面積121.4haの栗真町屋排水区の浸水対策の一環として供用開始済みの町屋ポンプ場へ3号雨水ポンプ設備の増設に伴い、必要な電気設備を増設するものである。

なお、今回同時期に3号雨水ポンプ据付（別途工事）をし、ポンプ設備一連の運用を計るものである。

2. 工事主要機器

本工事に含まれる機器は、次の通りとする。

(1) 自家発電設備

ア 自家発電装置	1基
イ 給気消音器	1組
ウ 排風消音器	1組
エ 排気消音器	1組

(2) 運転操作設備

ア コントロールセンター（3号ポンプ設備・自家発）	1面
イ 補助継電器盤（3号ポンプ設備・自家発）	1面
ウ 3号雨水ポンプ現場盤	1面
エ 空気圧縮機現場盤	1面
オ 燃料移送ポンプ現場盤	1面
カ 自家発給換気ファン現場盤	1面
キ 補助継電器盤（沈砂池・ポンプ補機）（RY）機能増設	1式
ク 動力主幹盤（L1）機能増設	1式

- | | |
|------------------------|-----|
| (3) 計装設備 | |
| ア 計装盤 (TB) 機能増設 | 1 式 |
| (4) 遠方監視設備 | |
| ア 遠方監視盤 (Web-07) 機能増設 | 1 式 |
| イ 収集配信サーバ (SV-SH) 機能増設 | 1 式 |

3. 工事範囲

本工事の施工範囲は、次の通りとする。

- (1) 前項記載の各機器の製作、搬入、据付および下記の配線配管等工事
 - ア 本設備のケーブル配線、配管、ラック、ダクト工事
 - イ 接地幹線布設および接地線接続工事
接地極については、既設流用とする
今回新設するケーブルラック、ダクト上に接地幹線を布設する
 - ウ 電気室各種架台工事
 - エ 電気室フリーアクセスフロア補修工事
 - オ 各種機器基礎および架台築造工事
 - カ 自家発配管工事及び、配管塗装工事
給排気口フード設置工事を含む
 - キ 壁開口、床はつり工事
壁面の吸音材補修工事を含む
 - ク その他必要な諸工事
- (2) 試運転および試験調整（組合せ試験）
既設受変電設備とのインターロック試験確認を行うこと
- (3) 諸手続に必要な書類の作成
中部近畿産業保安監督部・消防等への各種届出書類
既設の他の設備も十分調査して届出すること
- (4) その他必要な諸試験および工事

4. 工事範囲等補足事項

- (1) 配電盤類の据付けは設計図書を参照し、関係者と充分打合せのうえ施工図を作成し、監督員の承認を得て行うこと。
- (2) ケーブルラック、フリーアクセスフロア内は離隔の必要な場所においては、セパレータ等を設置し、高圧ケーブル、動力ケーブル、制御、計装ケーブルを隔離して配線を行うこと。
- (3) 電気配管等の塗装要領は下記による。この項になき仕様については、原則として日本下水道事業団仕様とする。

塗 装 箇 所	施工状態	塗料の種別	塗回数	備 考
金属管等	露 出	調合ペイント	2	内面を除く
金属製の支持 金物架台等	露 出	錆止めペイント	2	合計4回
		調合ペイント	2	
	隠 蔽	錆止めペイント	2	

※ 亜鉛メッキ面は、化学処理（JIS-K-5633によるエッチングプライマー1種）を行う。

(4) 地中電線路に関すること。

ア 地中電線には、ケーブル埋設位置の直上20～40cmのところに耐久性のあるケーブル埋設標識シート（2倍長）等を埋設すること。

(5) ケーブルラック工事に関すること。

ア ケーブルラックの吊りボルトおよび支持金物取付用ボルト等は、ステンレス製とすること。

イ 伸縮接続金具は、原則として、15m間隔および伸縮部分に設けること。

ウ ボンディングに用いる接続線の太さは、5.5mm²以上とする。

(6) そ の 他

回路種別表示および行き先名称は、上記の所定場所（曲がり近辺）に硬質プラスチック同等品で、貼付のこと。

5. 仮設

運転、維持管理等に支障が無いよう仮通路等を確保すること。また、施工箇所が作業性の悪い場所であることから作業にあつては換気等に十分に配慮し施工すること

第1節 自家発電設備

1. 設備概要

本設備は、商用電源停電時に負荷に電源を供給するためのものである。

2. 構成機器

本設備の主な構成機器は次のとおりである。

- | | |
|------------|----|
| (1) 自家発電装置 | 1基 |
| (2) 給気消音器 | 1組 |
| (3) 排風消音器 | 1組 |
| (4) 排気消音器 | 1組 |

3. 機器仕様

(1) 自家発電装置

ア 形式 : 搭載型低騒音パッケージ (機側 1 m で 85 dB (A) 以下)

イ 数量 : 1 基

ウ 主要構成機器

・三相交流発電機	1 台
・ディーゼル機関	1 台
・発電機盤 (自動始動, 充電器盤を兼ねる)	1 面
・始動用蓄電池	1 組
・共通台床	1 台
・取付金具	1 式
・燃料ユニット	1 式
・その他必要なもの	1 式

エ 仕様

(ア) 発電機

- ・種類 : 同期発電機
- ・出力 : 100 kVA
- ・相数 : 3相3線式
- ・電圧 : 200V級
- ・力率 : 0.8 (遅れ)
- ・励磁方式 : ブラシレス

(イ) 原動機

- ・種別 : ディーゼル
- ・出力 : 95 kW以上
- ・冷却方式 : ラジエータ式
- ・始動方式 : 電気始動方式
- ・使用燃料 : A重油
- ・燃料消費率 : 0.3 kg/kW・h以下

(ウ) 蓄電池

- ・形式 : メーカー標準
- ・容量 : 駆動時間 10 秒, 休止時間 5 秒の間隔で連続 3 回以上行えるもの
消費された蓄電池容量を 24 時間以内に充電できるもの

(エ) 燃料ユニット (燃料配管 SGP15A は含まない)

- ・玉形弁 15A 4 個
- ・流量計 (ウォルトマン式) 1 個
- ・フレキシブル継手 (15A×300L) SUS 2 個

- ・レジューサ 32A×15A SGP 1個
- ・レジューサ 25A×15A SGP 1個
- オ その他必要なもの 1式

(2) 給気消音器

- ア 形式 : 屋内据置形
- イ 数量 : 1台
- ウ 消音性能 : 機側1mで60dB(A)以下
- エ 主要構成機器
 - ・給気消音器 1台
 - ・給気ファン(2.2kW) 2台
 - ・ダクト, 給気口フード 各1台
 - ・その他必要なもの 1式

(3) 排風消音器

- ア 形式 : 屋内据置形
- イ 数量 : 1台
- ウ 消音性能 : 機側1mで60dB(A)以下
- エ 主要構成機器
 - ・排風消音器 1台
 - ・排風ファン(2.2kW) 2台
 - ・ダクト, 排風口フード 各1台
 - ・その他必要なもの 1式

(4) 排気消音器

- ア 形式 : 膨張式, 共鳴式または吸音式もしくはこれらの組合せ式
- イ 数量 : 1台
- ウ 消音性能 : 機側1mで60dB(A)以下
- エ フランジ : JIS 5Kフランジ継手(合フランジ付)
- オ 塗装 : 耐熱塗装
- カ 主要構成機器
 - ・排気消音器 1台
 - ・フランジ 1式
 - ・取付架台 1式
 - ・逆流防止器 1式
 - ・断熱材 1式
 - ・その他必要なもの 1式

第2節 運転操作設備

1. 設備概要

本設備は、雨水ポンプおよび自家発補機の運転操作に必要な設備であり、受変電設備より電源を受け負荷に動力電源を供給及び制御するためのものである。

2. 構成機器

本設備の主な構成機器は次のとおりである。

(1) コントロールセンター (3号ポンプ設備・自家発)	1面
(2) 補助継電器盤 (3号ポンプ設備・自家発)	1面
(3) 3号雨水ポンプ現場盤	1面
(4) 空気圧縮機現場盤	1面
(5) 燃料移送ポンプ現場盤	1面
(6) 自家発給換気ファン現場盤	1面
(7) 補助継電器盤 (沈砂池・ポンプ補機) (RY) 機能増設	1式
(8) 動力主幹盤 (L1) 機能増設	1式

3. 機器仕様

(1) コントロールセンター (3号ポンプ設備・自家発)

ア 形式 : 屋内自立形 (両面)

イ 数量 : 1面

ウ 概略寸法 : W600×D600×H2350mm (ベース含む)

エ 主要仕様

- ・定格仕様電圧 AC200V 級
- ・操作回路電圧 AC100V
- ・水平母線 600A 以上
- ・垂直母線 400A 以上

オ 盤面取付器具 (図面参照)

- ・名称銘板 1式
- ・その他必要なもの 1式

カ 盤内取付器具 (図面参照)

- ・非可逆ユニット 8台
- ・可逆ユニット 1台
- ・電源送りユニット 1台
- ・制御電源ユニット 1台
- ・零相変流器及び地絡過電流継電器 10個

- ・運転時間計 6 個
 - ・その他必要なもの 1 式
- キ 盤架台 : フリーアクセスフロア部分用 (材質: SS)

(2) 補助継電器盤 (3号ポンプ設備・自家発)

- ア 形式 : 屋内自立形
- イ 数量 : 1 面
- ウ 概略寸法 : W700×D600×H2350mm (ベース含む)
- エ 盤面取付器具 (図面参照)
 - ・名称銘板 1 式
 - ・その他必要なもの 1 式
- オ 盤内取付器具 (図面参照)
 - ・補助継電器類 1 式
 - ・タイマー 1 式
 - ・その他必要なもの 1 式
- カ 盤架台 : フリーアクセスフロア部分用 (材質: SS)

(3) 3号雨水ポンプ現場盤

- ア 形式 : 屋内自立形
- イ 数量 : 1 面
- ウ 概略寸法 : W700×D500×H1950mm (ベース含む)
- エ 盤面取付器具 (図面参照)
 - ・名称銘板 1 式
 - ・回転数指示計 1 個
 - ・開度指示計 1 個
 - ・水位指示計 1 個
 - ・集合故障表示灯 2 4 個
 - ・集合状態表示灯 7 個
 - ・表示灯 1 1 個
 - ・切換スイッチ (2点) 4 個
 - ・操作スイッチ (3点) 1 個
 - ・操作スイッチ (2点) 4 個
 - ・非常停止用スイッチ 1 個
 - ・押釦スイッチ 2 個
 - ・その他必要なもの 1 式

オ 盤内取付器具 (図面参照)

・盤内照明, ヒータ	各 1 個
・端子台, ヒューズ	1 式
・盤内配線	1 式
・その他必要なもの	1 式

(4) 空気圧縮機現場盤

ア 形 式 : 屋内スタンド形

イ 数 量 : 1 面

ウ 概略寸法 : W500×D300×H700 (1600) mm

エ 盤面取付器具 (図面参照)

・名称銘板	1 式
・電流計	2 個
・集合故障表示灯	6 個
・表示灯	4 個
・切換スイッチ (2 点)	2 個
・操作スイッチ (2 点)	2 個
・押釦スイッチ	2 個
・その他必要なもの	1 式

オ 盤内取付器具 (図面参照)

・盤内照明, ヒータ	各 1 個
・端子台, ヒューズ	1 式
・盤内配線	1 式
・その他必要なもの	1 式

(5) 燃料移送ポンプ現場盤

ア 形 式 : 屋内スタンド形

イ 数 量 : 1 面

ウ 概略寸法 : W500×D300×H700 (1600) mm

エ 盤面取付器具 (図面参照)

・名称銘板	1 式
・油量指示計	1 個
・集合故障表示灯	7 個
・表示灯	4 個
・切換スイッチ (3 点)	1 個
・切換スイッチ (2 点)	1 個

・操作スイッチ（2点）	2個
・押釦スイッチ	2個
・その他必要なもの	1式
オ 盤内取付器具（図面参照）	
・盤内照明，ヒータ	各1個
・端子台，ヒューズ	1式
・盤内配線	1式
・その他必要なもの	1式

(6) 自家発給換気ファン現場盤

ア 形式：屋内壁掛形

イ 数量：1面

ウ 概略寸法：W500×D300×H600mm

エ 盤面取付器具（図面参照）

・名称銘板	1式
・集合故障表示灯	4個
・表示灯	4個
・切換スイッチ（2点）	1個
・操作スイッチ（2点）	2個
・押釦スイッチ	2個
・その他必要なもの	1式

オ 盤内取付器具（図面参照）

・盤内照明，ヒータ	各1個
・端子台，ヒューズ	1式
・盤内配線	1式
・その他必要なもの	1式

(7) 補助継電器盤（沈砂池・ポンプ補機）（RY）機能増設

ア 数量：1式

イ 機能増設内容

今回、非常用自家発電設備の新設に伴い、受変電設備制御機器の回路変更を行う。

ウ 機能増設機器

・補助継電器類	1式
・盤内配線	1式
・その他必要なもの	1式

(8) 動力主幹盤 (L1) 機能増設

ア 数量 : 1 式

イ 機能増設内容

今回、3号雨水ポンプ増設に伴い、既設予備フィーダを今回新設する「コントロールセンター (3号ポンプ・自家発)」への電源送りに変更を行う。

ウ 機能増設機器

- ・名称銘板 (集合形表示灯の変更を含む) 1 式
- ・その他必要なもの 1 式

第3節 計装設備

1. 設備概要

本設備は、プラントの状態を監視及び制御するためのものである。

2. 構成機器

本設備の主な構成機器は次のとおりである。

- (1) 計装盤 (TB) 機能増設 1 式

3. 機器仕様

- (1) 計装盤 (TB) 機能増設

ア 数量 : 1 式

イ 機能増設内容

今回、3号雨水ポンプ増設に伴い、ポンプ井水位設定器を増設する。

ウ 機能増設機器

- ・ポンプ井水位設定器 (3号雨水ポンプ用) 1 個
- ・警報設定器 (燃料貯留槽) 1 個
- ・アイソレータ 2 個
- ・アレスタ 1 個
- ・盤内配線 1 式
- ・その他必要なもの 1 式

第4節 遠方監視設備

1. 設備概要

本設備は、現在運転中の遠方監視システム (明電舎製) においてプラントの状態を監視するためのものである。

2. 構成機器

本設備の主な構成機器は次のとおりである。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 遠方監視盤 (Web-07) 機能増設 | 1 式 |
| (2) 収集配信サーバ (SV-SH) 機能増設 | 1 式 |

3. 機器仕様

(1) 遠方監視盤 (Web-07) 機能増設

ア 数量 : 1 式

イ 機能増設内容

今回、3号雨水ポンプ増設、及び非常用自家発電設備の新設に伴い、入出力信号の追加を行う。

ウ 機能増設機器

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ・入出力点数 : 監視制御項目表を参照のこと (別紙 1) | |
| ・盤内配線 | 1 式 |
| ・その他必要なもの | 1 式 |

(2) 収集配信サーバ (SV-SH) 機能増設

ア 数量 : 1 式

イ 機能増設内容

今回、3号雨水ポンプ増設、及び非常用自家発電設備の新設に伴い、入出力信号の追加、及び監視画面の変更を行う。

ウ 機能増設機器

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ・入出力点数 : 監視制御項目表を参照のこと (別紙 1) | |
| ・盤内配線 | 1 式 |
| ・監視画面 | 1 式 |
| ・その他必要なもの | 1 式 |

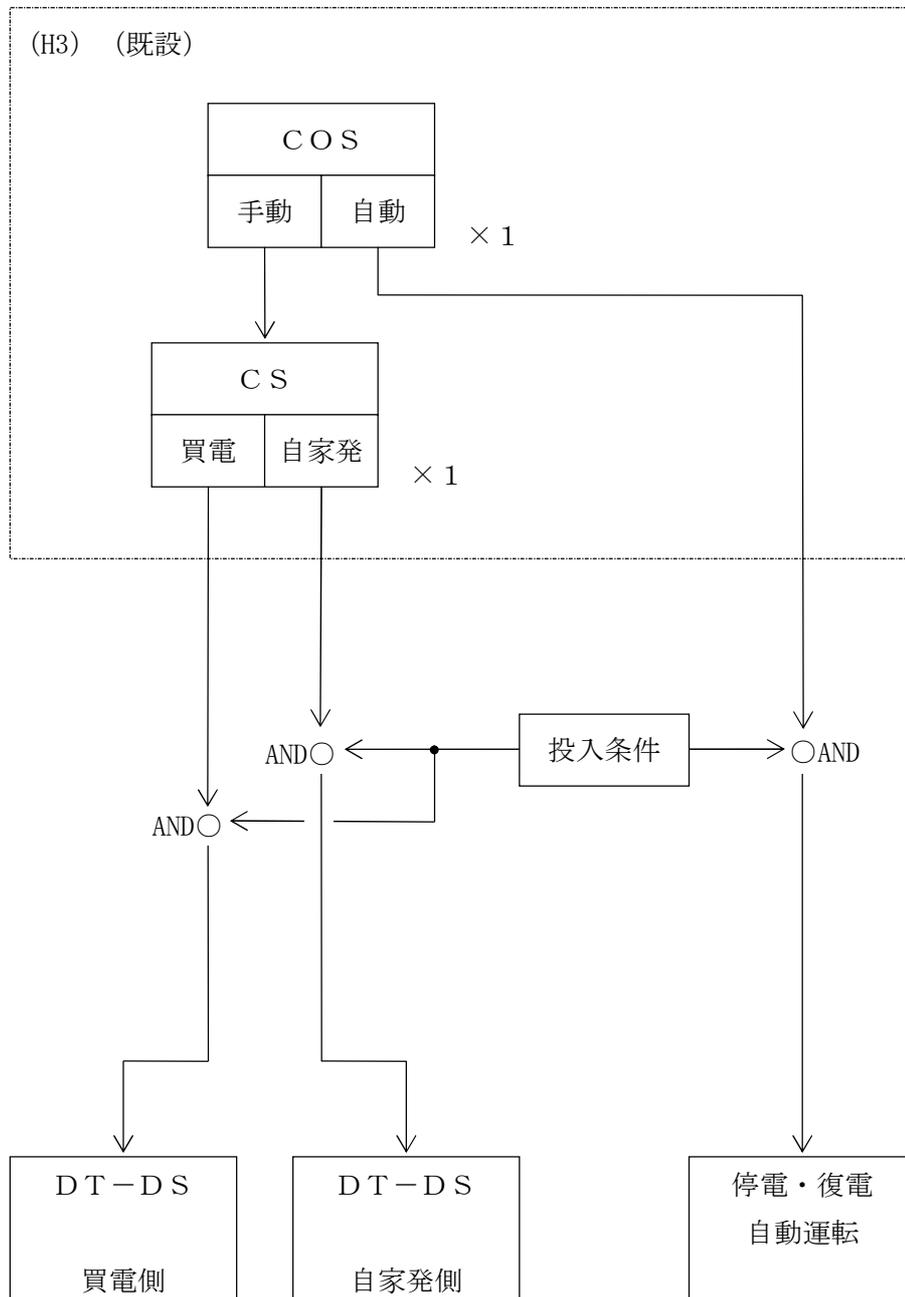
第5節 運転操作方案

1. 共通事項

本工事の運転操作方案は、別に定める「運転方法」による。

なお、機器の運転操作方案は、標準的な機器の運転操作の概要を示しているものであり、詳細については、打合せによって決定する。

区分	受変電設備	機器名称	電源切換 (DT-DS)	容量	—
運 転 方 式			今 回 0 台	全 体 1 台	

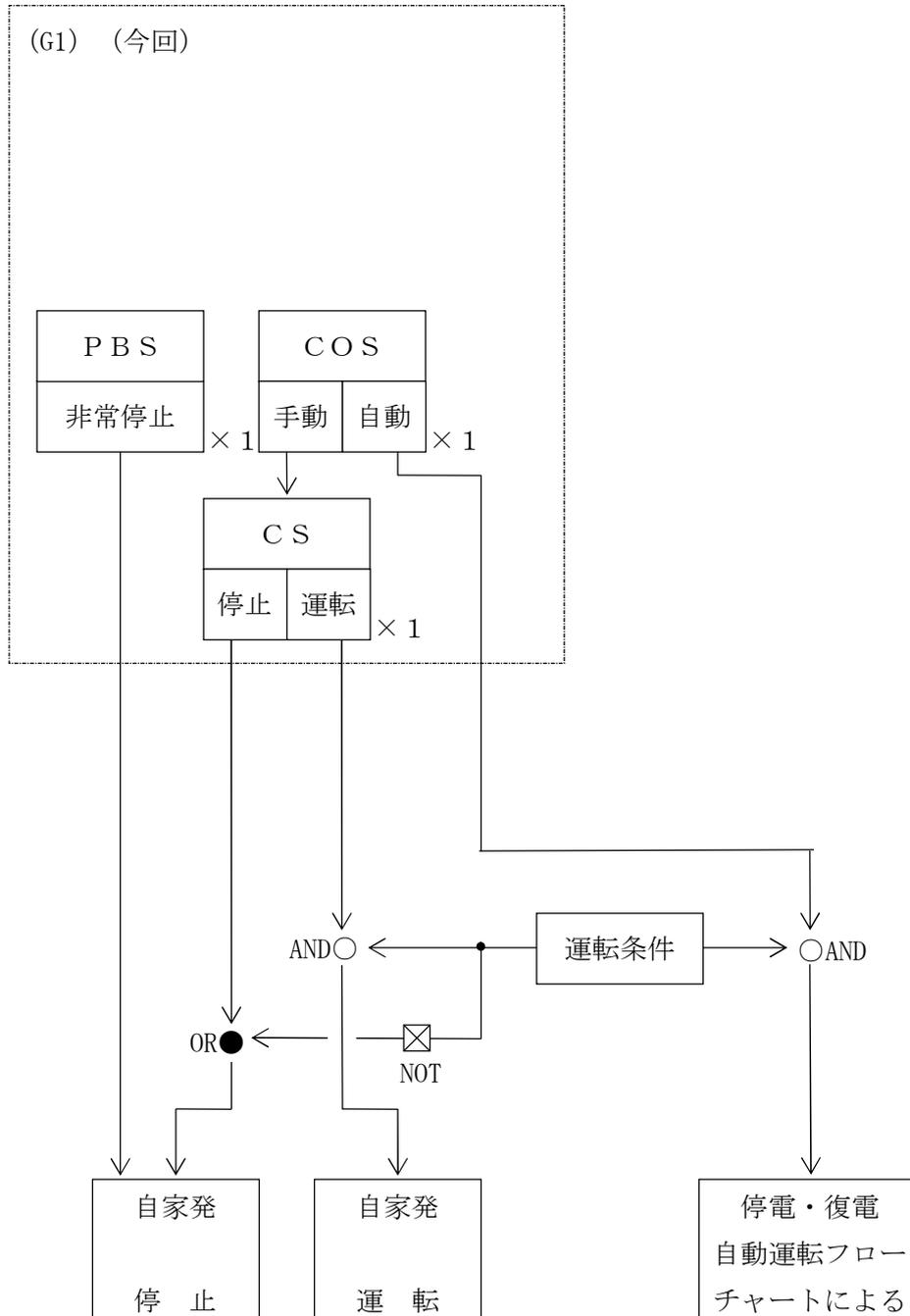


投入条件

受電しゃ断器が切である。(買電側)
自家発しゃ断器が切である。(自家発側)

	項 目	停止 条件		H3	TB		TM / TC			備 考
運 転 表 示 ・ 状 態 表 示	買電側			○	} ○		} ○			既設
	自家発側			○						既設
故 障 表 示										
計 器 類	電 圧			○						既設

区分	受変電設備	機器名称	自家発	容量	
運 転 方 式			今 回 1 台	全 体 1 台	

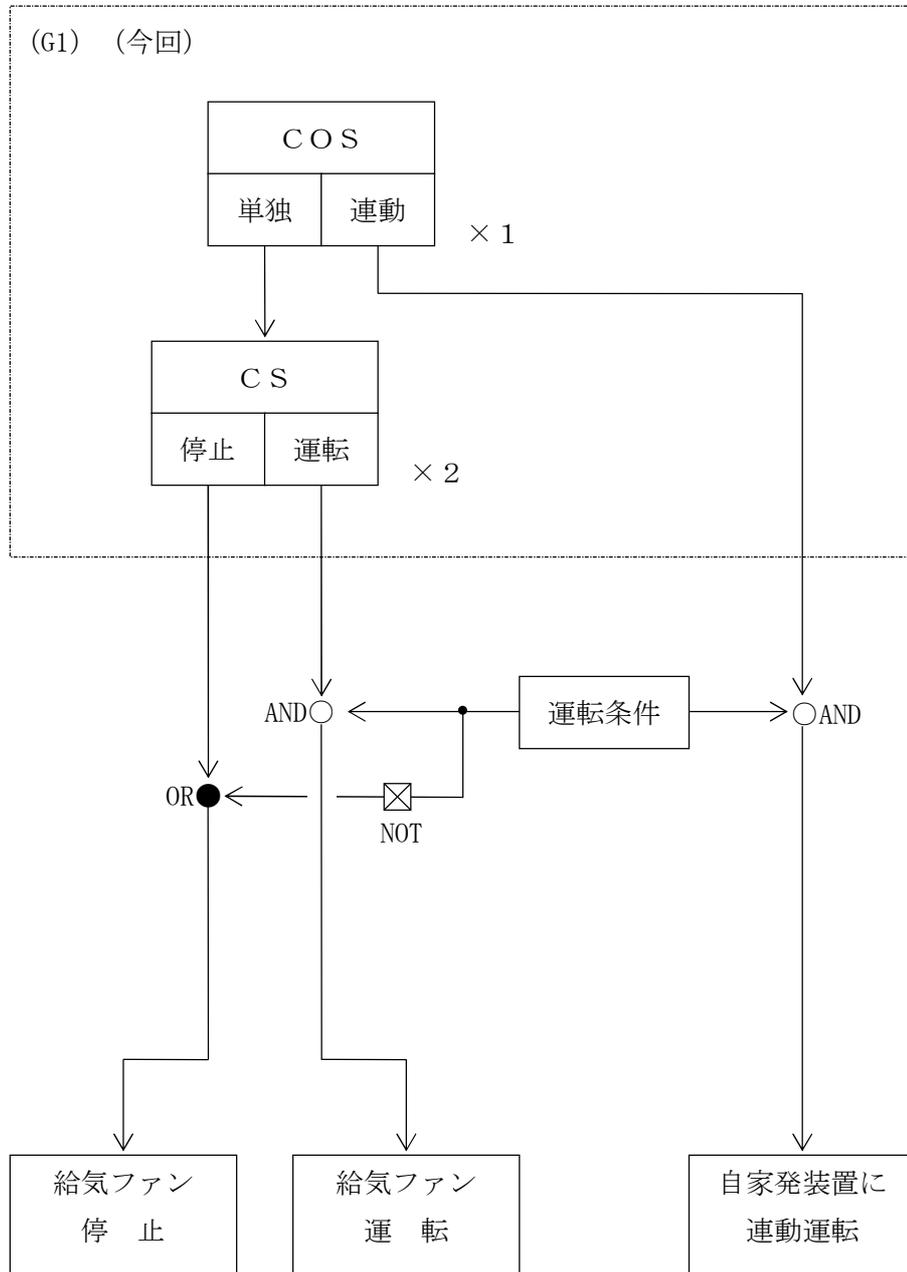


運転条件

起動渋滞でない。	非常停止でない。
過速度でない。	過電圧でない。
潤滑油圧低下でない。	過電流でない。

	項 目	停止 条件		G1	TB		TM / TC			備 考
運 轉 表 示 ・ 狀 態 表 示	自 動			○	○		○			
	手 動			○	○		○			
	運 轉			○	○		○			
	停 止			○	○		○			
	非常停止			○	○		○			
故 障 表 示	過速度	T		○	}		}			重故障
	潤滑油压力低	T		○						
	始動渋滞	T		○						
	過電流	T		○						
	過電圧	T		○						
	補機故障	S		○	}		}			輕故障
	燃料小出槽油面低	S		○						
	潤滑油温度高	S		○						
	空氣壓縮機故障	S		○						
	空氣槽压力低	S		○						
計 器 類	電 圧			○			○			
	電 流			○			○			
	周波数			○			○			
	運轉時間			○						
	電 力			○			○			
	電力量			○			○			
	力 率			○			○			

区分	受変電設備	機器名称	給気ファン	容量	2.2kW ×2
運 転 方 式			今 回 1 台	全 体 1 台	

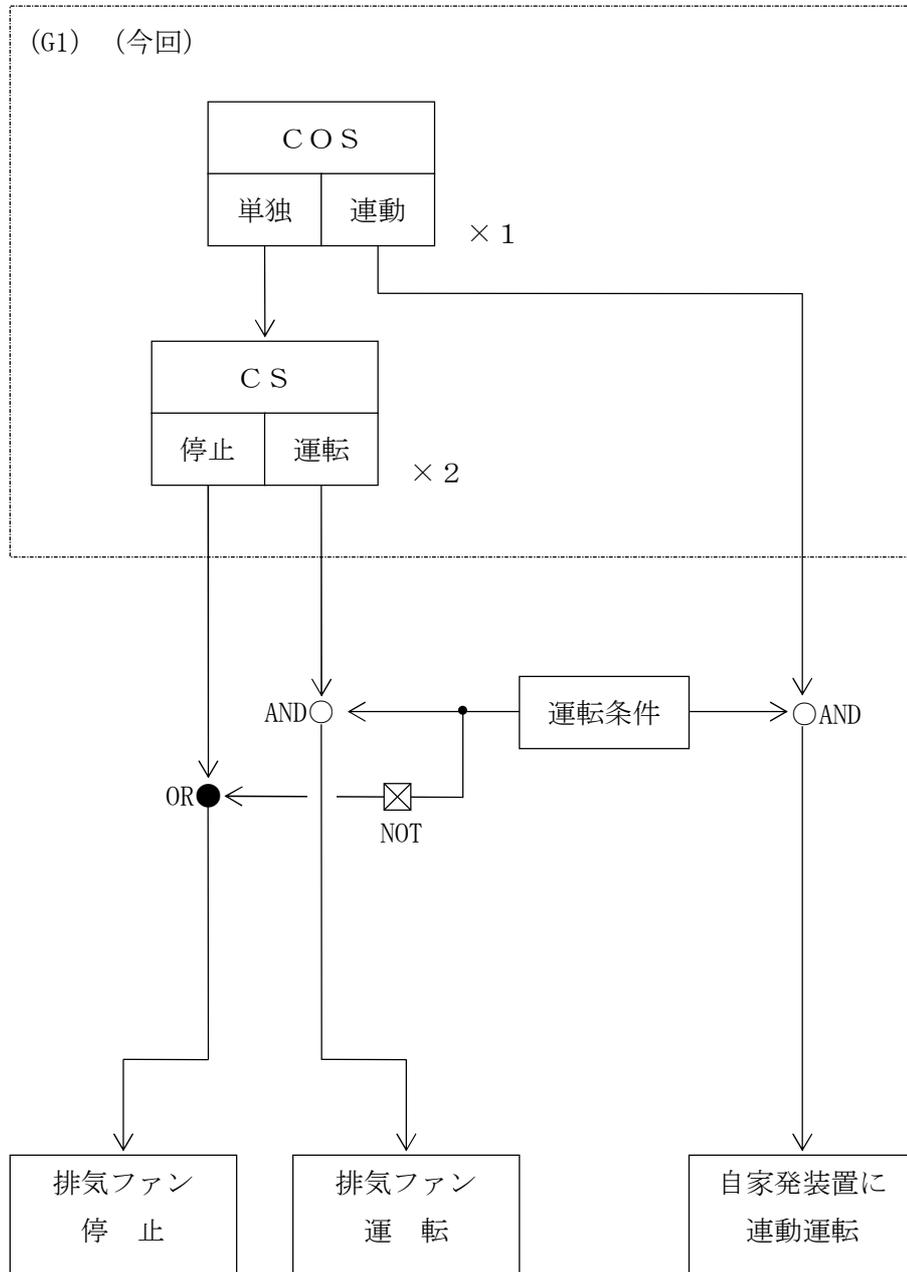


運転条件

保護 Ry 動作中でない。(MCCB, THRY, ELR)

	項 目	停止 条件		G1	TB		TM / TC			備 考
運 轉 表 示 ・ 状 態 表 示	運 転			○						
	停 止			○						
故 障 表 示	過負荷 (MCCB trip, THRY ON)	T		○	}	○	}	○		
	地 絡	T		○						
計 器 類										

区分	受変電設備	機器名称	排気ファン	容量	2.2kW ×2
運 転 方 式			今 回 1 台	全 体	1 台

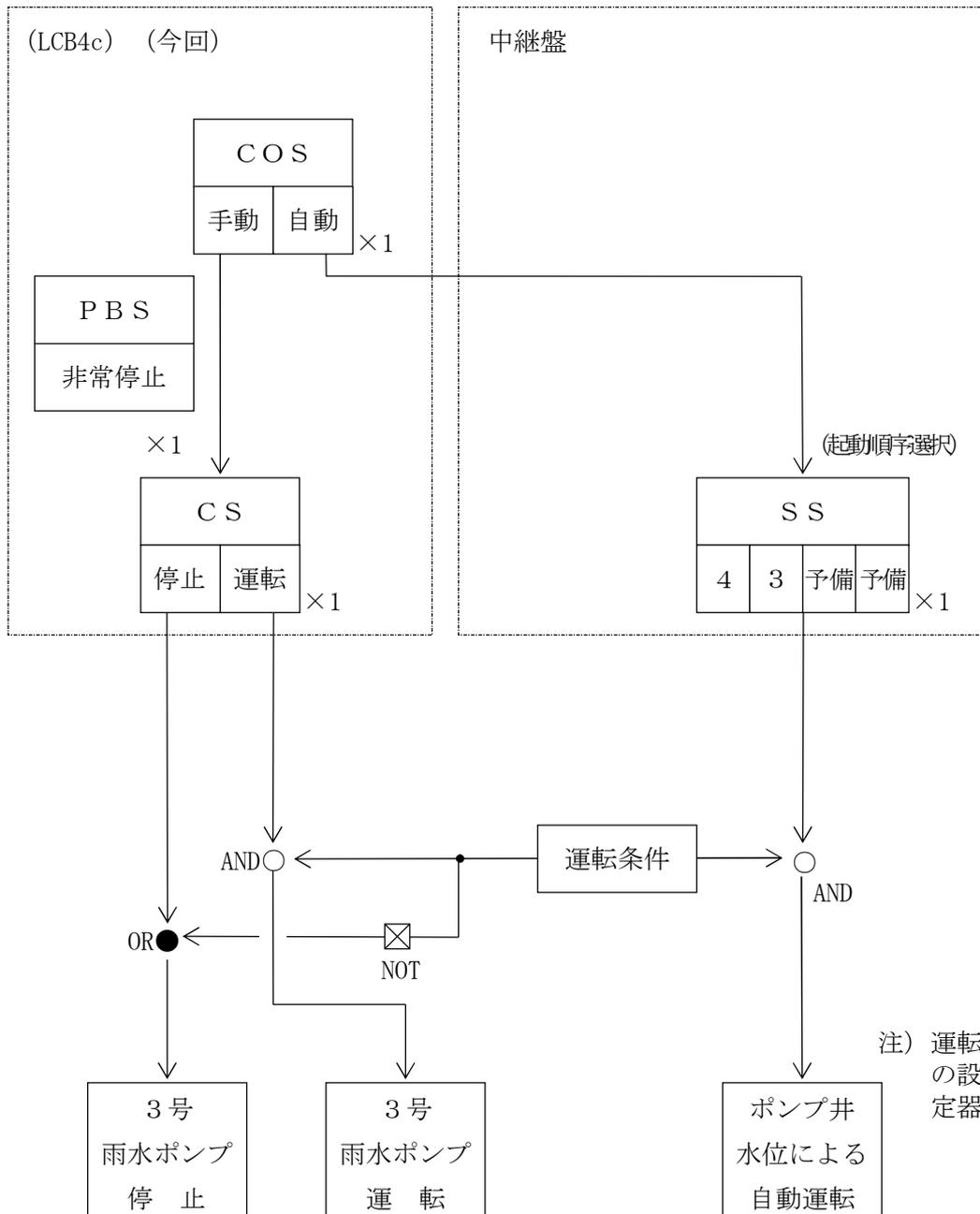


運転条件

保護 Ry 動作中でない。(MCCB, THRY, ELR)

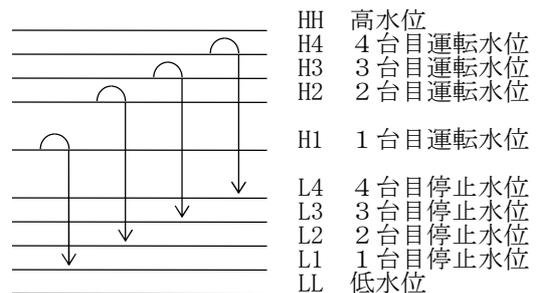
	項 目	停止 条件		G1	TB		TM / TC			備 考
運 轉 表 示 ・ 状 態 表 示	運 轉			○						
	停 止			○						
故 障 表 示	過負荷 (MCCB trip, THRY ON)	T		○	}	○	}	○		
	地 絡	T		○						
計 器 類										

区分	雨水ポンプ設備	機器名称	3号雨水ポンプ	容量	—
運 転 方 式			今 回 1 台	全 体 1 台	



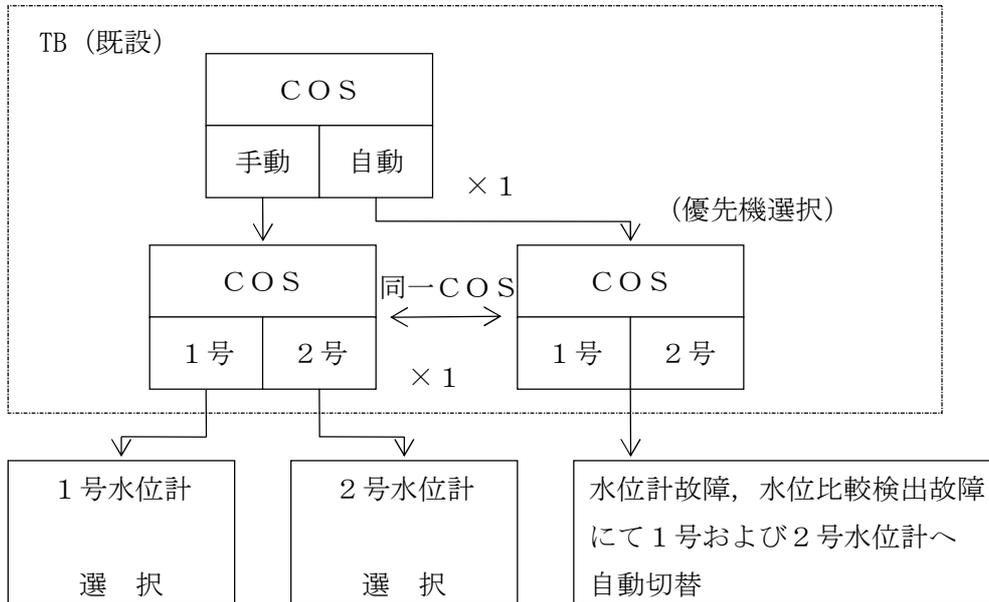
運転条件

保護 Ry 動作中でない。(MCCB, TH _{Ry} , ELR)
吐出弁全開である。
ポンプ井低水位 (LL) でない。



	項 目	停止 条件	C/C	LCB	TB		TM / TC			備 考		
運 転 表 示 ・ 状 態 表 示	自 動				○		○					
	手 動				○		○					
	運 転			○	○		○					
	停 止			○	○		○					
	起動順序選択											
	3				○		○			将来 1→2→3→4		
	予 備				○		○			2→3→4→1		
	予 備				○		○			3→4→1→2		
	予 備				○		○			4→1→2→3		
	準備完了			○	○		○					
故 障 表 示	ポンプ井水位高	S		○	○		○					
	非常停止	T		○	○		○					
	ポンプ井水位低	T		○	○		○					
	エンジン冷却水断	T		○	}	}	○			重故障		
	エンジン冷却水温度高	T		○								
	エンジン過速度	T		○								
	エンジン潤滑油温度高	T		○								
	エンジン空気压低	T		○								
	エンジン潤滑油压低	T		○								
	始動渋滞	S		○	○		○			軽故障		
	雨水ポンプ設備補機故障					○	○					
計 器 類	雨水ポンプ回転数			○								
	運転時間			○								
	ポンプ井水位			○			○					

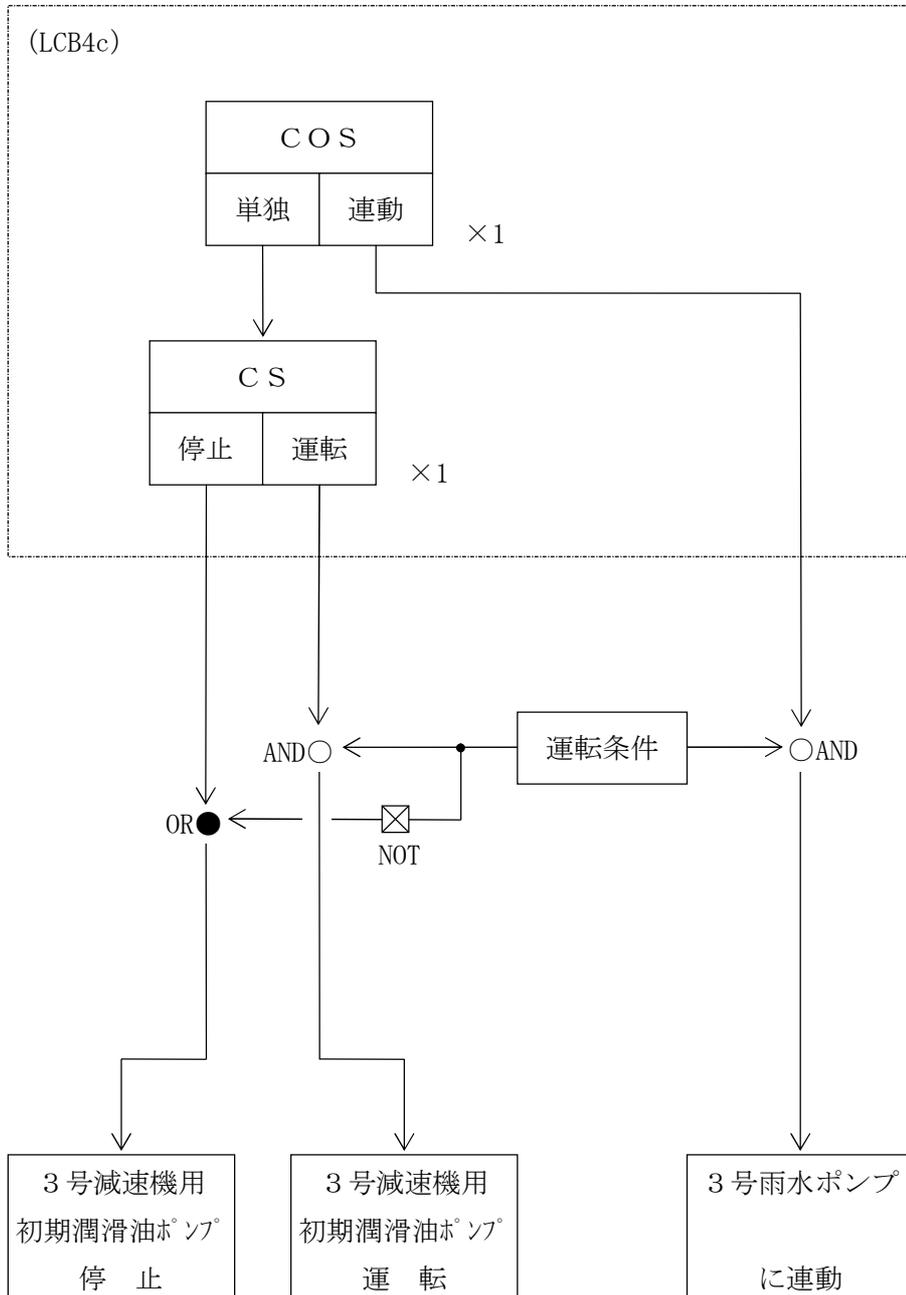
区分	雨水ポンプ設備	機器名称	中継盤 (ポンプ井水位計切替)	容量	—
運 転 方 式			既 設 1 面	全 体 1 面	



- 注) 1. 投込式水位計を1号, フロート式水位計を2号とする。
2. 自動切替の異常検出方法は、1, 2号水位計の水位信号変化率および計測信号偏差、自動選択装置異常等による。
3. 水位信号変化率および計測信号偏差故障において、ポンプ系運転 (停止中, 運転動作中, 運転中) 回路に異常をきたさない。
4. 異常検出方法
1) 異常検出方法
1. 1, 2号水位計の信号変化率および2台の水位計の計測信号偏差により異常検出
2) 異常出力状態
(1) 自動時
① 水位計変化率による検出
1, 2号水位計の水位変化率の内、一方の任意の定数 α を加え、他方の水位変化率が、此の値を越えた場合1号または2号水位計異常とし、接点出力する。(一定時間、両号機同様に变化すべきが、どちらかの一方が大きく变化した場合、大きく变化した方を異常と判断する。)
・ 1号水位計異常
 $| 1号水位(t1) - 1号水位(t2) | > | 2号水位(t1) - 2号水位(t2) | + \alpha$
・ 2号水位計異常
 $| 2号水位(t1) - 2号水位(t2) | > | 1号水位(t1) - 1号水位(t2) | + \alpha$
② 計測信号偏差による検出
2台の水位計の計測信号偏差が任意に設定した定数 γ を越えた場合、水位計異常とし、接点出力する。(2台の水位計の信号差が大きくなったとき、異常と判断する。)
 $| 1(2)号水位(t1) - 2(1)号水位(t2) | > \gamma$
(2) 手動時
水位計の信号変化率が任意に設定した定数 β を越えた場合、1号または2号水位計異常として接点出力する。(一定時間に急に变化した場合、該当号機を異常と判断する。)
・ 1号水位計異常
 $| 1号水位(t1) - 1号水位(t2) | > \beta$
・ 2号水位計異常
 $| 2号水位(t1) - 2号水位(t2) | > \beta$
- ※ 通常 t1, t2 の時間差は、10 秒以内程度とする。
 α, β, γ は任意設定定数 (通常各 $\alpha, \gamma = 0.6 \text{ m}$ $\beta = 1.2 \text{ m}$ とする。)
| | は絶対値を示す。

	項 目	停止 条件		LCB	TB		TM / TC			備 考
運 転 表 示 ・ 状 態 表 示										
故 障 表 示	ポンプ井水位高				○		○			既設
	ポンプ井水位低				○		○			既設
	1号水位計故障				○		}			既設
	2号水位計故障				○					既設
	水位計測異常				○					既設
	水位計切替器異常				○					既設
計 器 類	水位計自動選択装置				○					既設
	ポンプ井水位設定器				○					既設

区分	雨水ポンプ設備	機器名称	3号減速機用初期潤滑油ポンプ	容量	1.5kW
運 転 方 式			今 回 1 台	全 体 1 台	

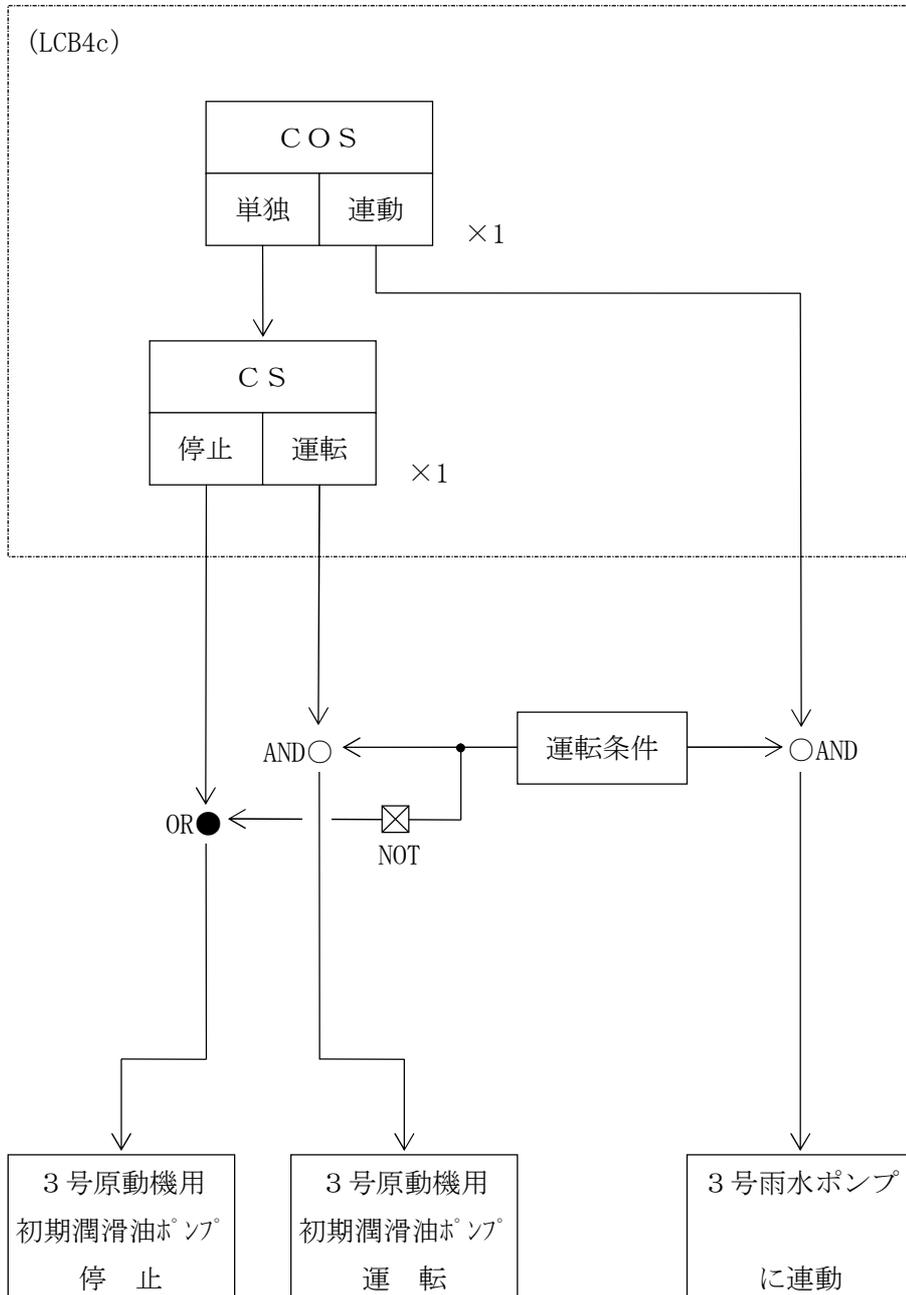


運転条件

保護 Ry 動作中でない。(MCCB, TH _R , ELR)

	項 目	停止 条件	C/C	LCB	TB		TM / TC			備 考
運 転 表 示 ・ 状 態 表 示	運 転		○	○						
	停 止		○	○						
故 障 表 示	過負荷(MCCB trip, THRY ON)	T	○	○	}	}	}			※は補機 故障一括 表示
	地 絡	T	○	○						
	減速機潤滑油圧低	K		○						
	減速機クラッチ油圧低	K		○						
	減速機冷却水断	K		○						
	減速機軸受温度高	K		○						
	減速機潤滑油温度高	K		○						
計 器 類										

区分	雨水ポンプ設備	機器名称	3号原動機用初期潤滑油ポンプ	容量	1.5kW
運 転 方 式			今 回 1 台	全 体 1 台	

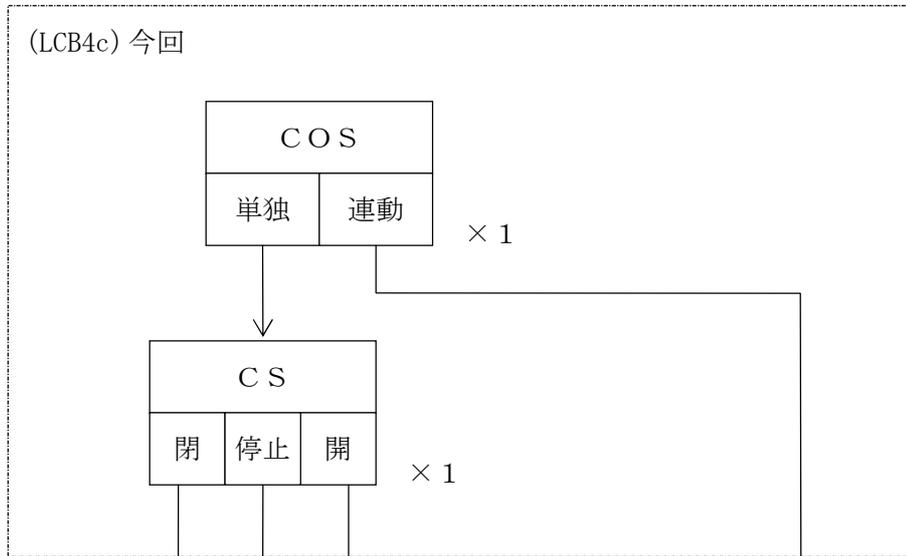


運転条件

保護 Ry 動作中でない。(MCCB, TH _R , ELR)

	項 目	停止 条件	C/C	LCB	TB		TM / TC			備 考
運 転 表 示 ・ 状 態 表 示	運 転		○	○						
	停 止		○	○						
故 障 表 示	過負荷(MCCB trip, THRY ON)	T	○	○	} ※	}	} ※			※は補機 故障一括 表示
	地 絡	T	○	○						
計 器 類										

区分	雨水ポンプ設備	機器名称	3号吐出弁	容量	1.5kW
運 転 方 式			今 回 1 台	全 体 1 台	

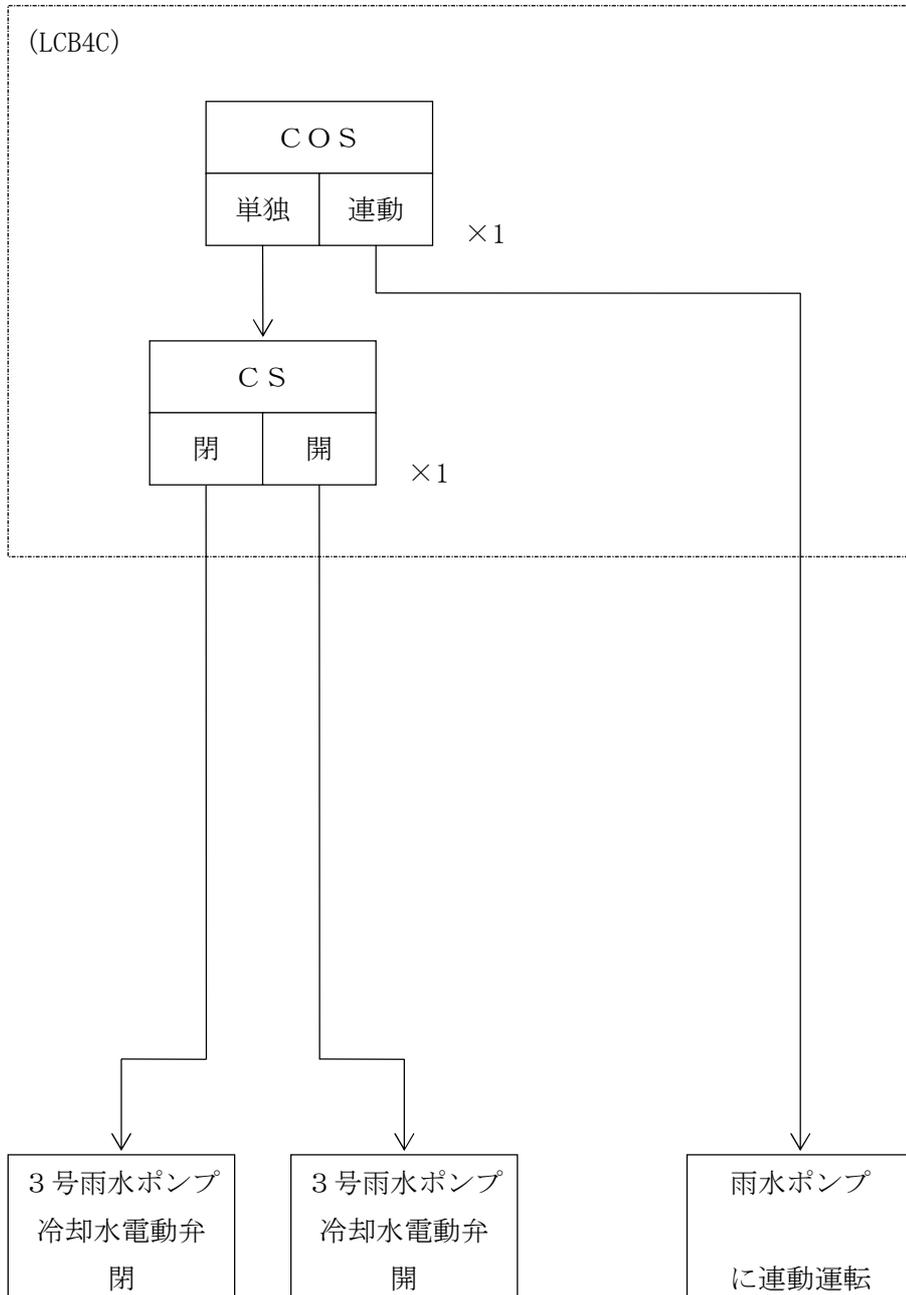


運転条件

保護 Ry 動作中でない。(MCCB, TH _R , ELR)
過トルクでない。

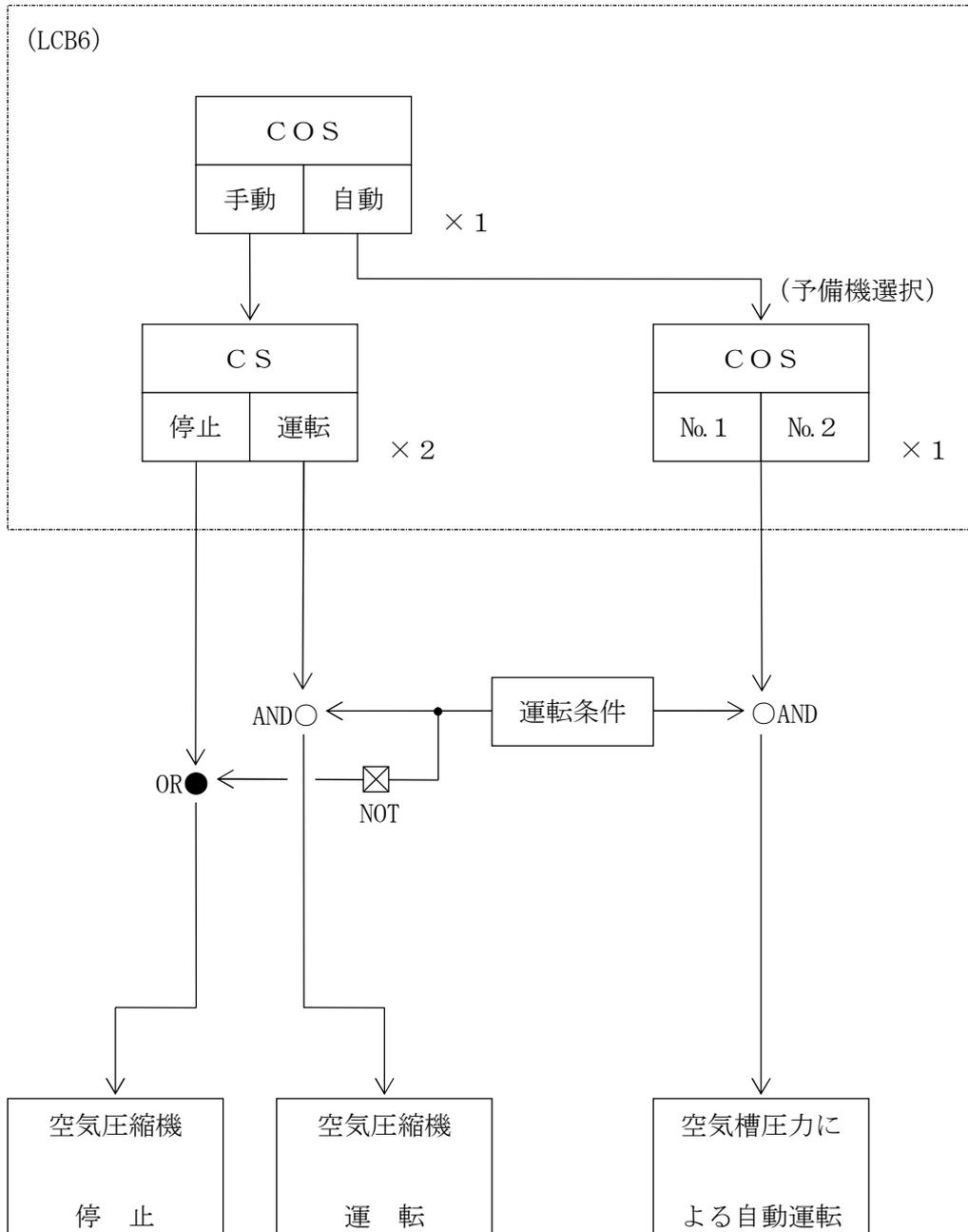
	項 目	停止 条件	C/C	LCB	TB		TM / TC			備 考	
運 転 表 示 ・ 状 態 表 示	全 開			○	○		○				
	全 閉			○	○		○				
	開 (動作中)		○	○							
	停 止		○	○							
	閉 (動作中)		○	○							
	故 障 表 示	過負荷 (MCCB trip, THRY ON)	T	○	○	}	}	○			
地 絡		T	○	○							
過トルク		T		○							
計 器 類	吐出弁開度			○			○				

区分	雨水ポンプ設備	機器名称	3号雨水ポンプ冷却水電動弁	容量	—
運 転 方 式			今 回 1 台	全 体 1 台	



	項 目	停止 条件	C/C	LCB	TB		TM / TC			備 考
運 轉 表 示 ・ 状 態 表 示	開			○						
	閉			○						
故 障 表 示										
計 器 類										

区分	雨水ポンプ設備	機器名称	空気圧縮機	容量	3.7kW
運 転 方 式			今 回 2 台	全 体 2 台	



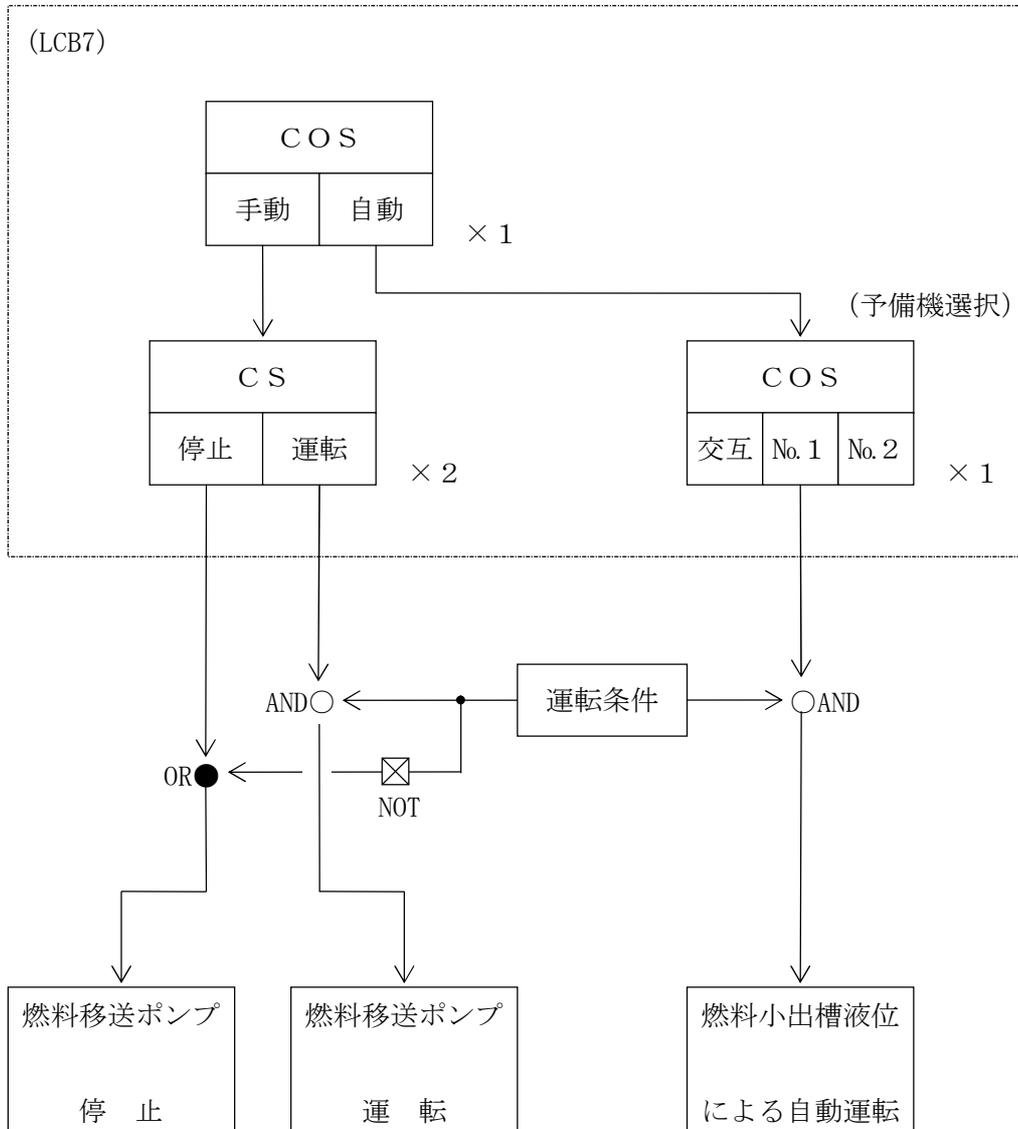
運転条件

保護 Ry 動作中でない。(MCCB, TH_R, ELR)

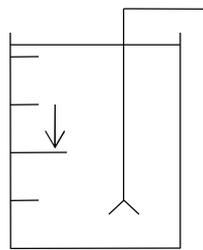
空気槽圧力高でない。

	項 目	停止 条件	C/C	LCB	TB		TM / TC			備 考
運 転 表 示 ・ 状 態 表 示	運 転		○	○						
	停 止		○	○						
故 障 表 示	過負荷(MCCB trip, THRY ON)	T	○	○	}	○	}	○		
	地 絡	T	○	○						
	空気圧異常高	T		○	}	○				
	空気圧異常低	S		○						
計 器 類	電 流			○						
	運転時間		○							

区分	雨水ポンプ設備	機器名称	燃料移送ポンプ	容量	1.5kW
運 転 方 式			今 回 2 台	全 体 2 台	

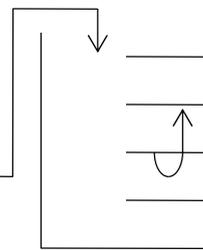


燃料貯油槽高警報 : HH
H
停止 : L
燃料貯油槽低警報 : LL



燃料貯油槽

HH : 燃料小出槽高警報
H : 停止
L : 運転
LL : 燃料小出槽低警報



燃料小出槽

運転条件

保護 Ry 動作中でない。(MCCB, TH_R, ELR)

燃料小出槽液位 (HH) でない。

注) ・故障時は予備機が自動的に代替運転を行う。

	項 目	停止 条件	C/C	LCB	TB		TM / TC			備 考
運 転 表 示 ・ 状 態 表 示	運 転		○	○	○					
	停 止		○	○						
故 障 表 示	過負荷(MCCB trip, THRY ON)	T	○	○	}	○	}	○		
	地 絡	T	○	○						
	燃料小出槽液位低 (LL)	S		○	○		○			
	燃料小出槽液位高 (HH)	S		○	○		○			
	燃料貯油槽液位低 (LL)	T		○	○		○			
	燃料貯油槽液位高 (HH)	S		○	○		○			
計 器 類	燃料貯油槽液位			○	○		○			
	運転時間		○							

第6節 総合試運転

工事の受注者は、監督員の指示する期間に関連する別途工事の受注者と総合試運転に関し、十分協議を行い、実施することとする。

1 実施内容

- (1) 設備及び機器の連係運転による機能の確認及び調整
- (2) 維持管理職員に対する運転操作、保守点検方法等の基礎的指導
- (3) その他監督員の指示による。

2 実施方法

- (1) 受注者は、原則として各設備機器の単体試験（シーケンス試験等）、組合せ試験（インターロック試験、機器盤間の試験等）が完了した後に総合試運転を実施するものとする。
- (2) 総合試運転期間中に発生した不具合などは、すべて受注者の責任で改修又は再調整を行い、再度試運転のうえ機能の確認を行う。
- (3) 受注者は、総合試運転を行う際、施設の運転等に影響が及ぶ場合、時期、期間、連絡手段などについて監督員と十分協議を行うものとする。
- (4) その他は、日本下水道事業団「総合試運転の手引」に準拠し監督員の指示により行うものとする。

3 提出書類

受注者は、日本下水道事業団「総合試運転の手引」に準拠し、下記による書類を提出するものとし、必要に応じて説明を行わなければならない。

- (1) 総合試運転を行うための「総合試運転実施要領書」については、監督員と十分協議を行い作成し提出するものとする。
- (2) 総合試運転完了時は「総合試運転実施報告書」を提出するものとする。
- (3) その他監督員が指示するもの

第 3 章 特記事項

1 他工事等との協調

施工現場において他の工事等（点検等を含む）と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

2 作業日時

作業日は、土、日曜日、祝祭日及び監督員の指示する日は休工とし、作業時間は8時30分から17時00分までとする。時間外及び休日作業を行う時は、事前に書面で提出し本市監督員の承諾を得ること。

3 発生材の処分

- (1) はつり作業において発生するコンクリートガラ等については処分費が計上されているので、リサイクルを目的とする中間処分場に搬入するなどにより有効かつ適正に処分すること。
- (2) 金属類の発生材（金属類のスクラップは経費を控除している）及び上記コンクリートガラ等についての処分にあっては特に留意し、工事施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。
- (3) やむを得ず発生材を廃棄物として処分する場合にあっては、その中間処分の経過はもとより最終処分に至る経過を十分把握すると共に関係法令に従い適正に処分すること。

4 産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度に課税対象になった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税証明書等を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期限を超えて請求することはできない。また設計数量を超えて請求することはできない。

5 現場施工の時期

本工事施工にあっては、大雨等における既存ポンプ設備の運転に支障無きよう十分考慮し、既存施設の機能を損なわないよう留意し施工すること。

6 現場パトロール

当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において工事中の施工状況の確認等を行う現場パトロールの対象となります。

7 工事完成報告書

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

8 完成図書

完成図書（施工図及び取扱説明書等を含む）の提出（市販A4ファイル）は、1部とするが、既存図書の完結方法は、下記のとおりとする。

- (1) 完成図書は、町屋ポンプ場の既存完成図書に本工事を追録、差替、不必要なものは削除等を行い3冊納入すること。なお、差替等により既設完成図に納まらない場合背表紙他を作成し、又1冊に出来ない場合（厚さ約150mm以上となる場合を含む）は、黒表紙（現行の完成図書並）2分冊以上として納入すること。この場合も既存同様完成図書としては、3冊完結すること。なお、この場合、本工事施工に該当する完成図書（国庫補助対象事業としての完成図書）を1部、別途に作成すること。
- (2) 完成図書は過去の状況が判る様（工事名、工事内容、工期その他）な工事目録等整理のうえ、目録表を保証書の次面に添付綴じ込むこと。この場合、既設完成図書の状況を把握、調査を行い必要に応じて既設記入箇所部分に追録を行うこと。
- (3) この章以外の完成図書の完結方法等（やむなく上記が出来ない事情における完成図書の完結を含む）については、別途協議するものとする。

第 4 章 支払いに関する事項

【前金の支払い】

誇負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

また、継続費支弁の2年度以上にわたる契約における前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対してするものとする。平成29年度以降の前金払については、前会計年度年割額分を施工した後でなければ、請求できないものとする。

【部分払】

本工事の部分払は、津市工事請負契約約款第37条に基づき、その請求に応じてこれを支払うが、部分払いのできる回数は津市建設工事執行規則に基づき、4回以内とする。ただし、時期については平成28年度末に必ず行うものとする。

また、平成28年度末の支払いについては、当該年度の年割額の範囲内とする。

なお、本工事における継続費の年度別割合は下記のとおりとする。

平成28年度	73%程度
平成29年度	27%程度

第 5 章 工事施工監理に関する事項

【部分下請負通知書】

受注者は、工事の一部について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。なお、下請負業者（再下請負業者も含む）との契約書等の写しを添付するものとする。

【現場の管理】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の一例>

<h1>主任・監理技術者</h1>	
 <p>写真 2 c m × 3 c m 程度</p>	氏 名 ○○ ○○
	工 事 名 ○○工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会 社 ○○株式会社 印

注 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注 2) 所属会社の社印とする。

【施工体制台帳等】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出するものとする。

第 6 章 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年津市訓第 3 4 号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成 21 年 4 月 8 日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記 3 の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

第7章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・140ポイント以上の大きさの文字（注1）

4.9cm以上（注2）

産業廃棄物収集運搬車

氏名又は名称

3.2cm以上（注2）

許可番号 第123456号

3.2cm以上（注2）

統一許可番号（下6けた）
・90ポイント以上の大きさの数字（注1）

（注1）JIS Z 8305で規定されている大きさ
1ポイント=0.3514mm
（注2）JIS Z 8305で規定されている大きさを
1mm単位で四捨五入した数値です。

《車両の両側》

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項

廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・140ポイント以上の大きさの文字（注1）

4.9cm以上（注2）

産業廃棄物収集運搬車

氏名又は名称

3.2cm以上（注2）

事業者の氏名又は名称
・90ポイント以上の大きさの文字（注1）

（注1）JIS Z 8305で規定されている大きさ
1ポイント=0.3514mm
（注2）JIS Z 8305で規定されている大きさを
1mm単位で四捨五入した数値です。

《車両の両側》

表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートに車体に釘で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- (1) 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

